

【判例ID】	29028635
【判示事項】	【事案の概要（自動抽出）】 本件は、被告の従業員であった原告らが、被告に対し、法定時間外労働・深夜労働に対する割増賃金（以下、単に「割増賃金」という。）及び付加金の支払を求める事案である。
【裁判年月日等】	平成27年2月20日 / 東京地方裁判所 / 民事第36部 / 判決 / 平成25年（ワ）13821号
【事件名】	未払残業賃金支払請求事件
【裁判結果】	一部認容、一部棄却
【裁判官】	松田敦子
【出典】	D1-Law.com判例体系
【重要度】	-

29028635

東京地方裁判所

平成25年（ワ）第13821号

平成27年02月20日

判決

千葉県（以下略）

原告 X 1

山形県（以下略）

原告 X 2

上記兩名訴訟代理人弁護士 **吉原崇晃**

同 恩田俊明

同 柿崎洋子

（省略）

被告 Y 1 株式会社

同代表者代表取締役 Y 2

同訴訟代理人弁護士 八代徹也

同 八代ひろよ

同 木野綾子

主文

1 被告は、原告X1に対し、100万6852円並びにうち2万1186円に対する平成23年1月1日から、うち3万3966円に対する同年2月1日から、うち1102円に対する同年4月1日から、うち1万9765円に対する同年5月1日から、うち3516円に対する同年6月1日から、うち390円に対する同年7月1日から、うち2万2690円に対する同年8月1日から、うち2万1137円に対する同年9月1日から、うち2万0052円に対する同年10月1日から、うち4万8998円に対する同年11月1日から、うち5万5985円に対する同年12月1日から、うち6万7028円に対する平成24年1月1日から、うち5万7940円に対する同年2月1日から、うち4万7206円に対する同年3月1日から、うち4万4662円に対する同年4月1日から、うち10万5606円に対する同年5月1日から、うち7万6462円に対する同年6月1日から、うち12万9032円に対する同年7

月1日から、うち8万7935円に対する同年8月1日から、うち7万9920円に対する同年9月1日から及びうち6万2274円に対する同年10月1日から各同年11月8日まで年6%の割合による金員及び100万6852円に対する同月9日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告X1に対し、50万3426円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告X2に対し、43万1424円並びにうち1万8869円に対する平成23年1月1日から、うち2万6282円に対する同年2月1日から、うち4432円に対する同年3月1日から、うち8090円に対する同年4月1日から、うち1万4711円に対する同年5月1日から、うち4742円に対する同年6月1日から、うち2万1898円に対する同年8月1日から、うち1万8790円に対する同年9月1日から、うち2万0282円に対する同年10月1日から、うち4万4773円に対する同年11月1日から、うち4万6840円に対する同年12月1日から、うち13万2613円に対する平成24年1月1日から及びうち6万9102円に対する同年2月1日から各同月20日まで年6%の割合による金員及び43万1424円に対する同月21日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

4 被告は、原告X2に対し、21万5712円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

5 原告X1及び原告X2のその余の請求をいずれも棄却する。

6 訴訟費用は、これを3分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

7 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 原告X1

(1) 被告は、原告X1に対し、平成21年11月2日から平成24年11月8日までの未払賃金合計374万2377円のうち平成22年11月29日から平成23年11月20日までの未払賃金133万7943円並びにうち17万0592円に対する平成23年1月1日から、うち11万4347円に対する同年2月1日から、うち6万1609円に対する同年3月1日から、うち10万7875円に対する同年4月1日から、うち14万6462円に対する同年5月1日から、うち12万5735円に対する同年6月1日から、うち12万8676円に対する同年7月1日から、うち11万4124円に対する同年8月1日から、うち8万2552円に対する同年9月1日から、うち6万7072円に対する同年10月1日から、うち10万1642円に対する同年11月1日から及びうち11万7257円に対する同年12月1日からいずれも平成24年11月8日まで年6%の割合による遅延損害金及びいずれも同月9日から各支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 被告は、原告X1に対し、平成21年11月2日から平成24年11月8日までの未払賃金合計374万2377円のうち平成23年11月21日から平成24年11月8日までの未払賃金107万9269円並びにうち16万5411円に対する平成24年1月1日から、うち11万6321円に対する同年2月1日から、うち6万8383円に対する同年3月1日から、うち6万7998円に対する同年4月1日から、うち13万1167円に対する同年5月1日から、うち8万4887円に対する同年6月1日から、うち16万4232円に対する同年7月1日から、うち11万2864円に対する同年8月1日から、うち10万5607円に対する同年9月1日から、うち6万2399円に対する同年10月1日からいずれも平成24年11月8日まで年6%の割合による遅延損害金及びいずれも同月9日から各支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払え。

(3) 被告は、原告X1に対し、241万7212円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を支払え。

2 原告X2

(1) 被告は、原告X2に対し、平成21年11月2日から平成24年2月20日までの未払賃金合計200万9668円のうち平成22年11月29日から平成23年11月20日までの未払賃金134万1765円及びうち15万3034円に対する平成23年1月1日から、うち9万9502円に対する同年2月1日から、うち6万0835円に対する同年3月1日から、うち11万8268円に対する同年4月1日から、うち14万1679円に対する同年5月1日から、うち13万4577円に対する同年6月1日から、うち12万9835円に対する同年7月1日から、うち10万1099円に対する同年8月1日から、うち8万9137円に対する同年9月1日から、うち6万2205円に対する同年10月1日からうち11万1735円に対する同年11月1日から、うち13万9859円に対する同年12月1日からいずれも平成24年2月20日まで年6%の割合による遅延損害金及び同月21日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 被告は、原告X2に対し、平成21年11月2日から平成24年2月20日までの未払賃金合計200万9668円のうち平成23年11月21日から平成24年2月20日までの未払賃金22万8684円並びにうち14万7802円に対する平成24年1月1日から、うち8万0882円に対する同年2月1日からいずれも同月20日まで年6%の割合による遅延損害金及びいずれも同月21日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払え。

(3) 被告は、原告X2に対し、157万0449円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告の従業員であった原告らが、被告に対し、法定時間外労働・深夜労働に対する割増賃金（以下、単に「割増賃金」という。）及び付加金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、後掲証拠及び弁論の趣旨による認定事実）

(1) 当事者等（争いなし）

ア 原告X1（以下「原告X1」という。）は、平成21年11月2日に被告に入社し、同日から被告関東支社A店（現・B営業所。以下「A店」という。）においてドライバー職として勤務し、平成24年11月8日、被告を退職した。

イ 原告X2（以下「原告X2」という。）は、平成21年11月2日に被告に入社し、A店において、同日から平成22年4月20日までの間はデリバリーサポート職として、同月21日以降はドライバー職として勤務し、平成24年2月20日、被告を退職した。

ウ 被告は、宅配便など各種運送に関する事業を行う株式会社である。

(2) 就業規則に定められた被告の勤務体制

所定労働時間は、各月21日を起算日とする1か月（以下「月度」という。）単位の変形労働時間制が採用されており、月度を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲と定められている。ドライバー職の始業時刻は午前7時、終業時刻は午後4時が基本とされているが、季節又は業務の都合等により始業・終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがあり、その場合の始業・終業時刻は各月度の前日までに各従業員に通知することとされている（以下、被告において月度ごとに定めた始業時刻を「シフト上の出勤時刻」という。）。また、1日の労働時間が8時間を超える場合の休憩時間は少なくとも1時間とされている。（甲1）

(3) 被告における出退勤の管理

被告においては、各従業員が所持するIDカードにより各従業員自ら勤務開始時刻（以下

「出勤時刻」という。)及び勤務終了時刻(以下「退勤時刻」といい、出勤時刻と併せて「出勤時刻」という。)を登録することとされていた(争いなし)。

IDカードによる出勤時刻の登録は、各従業員がIDカードを所定の端末機器に接触させた時刻(以下「打刻時刻」といい、IDカードを端末機器に接触させる行為を「打刻」という。)が、シフト上の出勤時刻前である場合は15分単位で出勤時刻として登録され、シフト上の出勤時刻後である場合は1分単位で出勤時刻として登録される(以下、IDカードにより登録された出勤時刻を「ID出勤時刻」という。)。他方、IDカードによる退勤時刻の登録は、打刻時刻が1分単位で退勤時刻として登録される(以下、IDカードにより登録された退勤時刻を「ID退勤時刻」という。)

(4) A店におけるドライバー職の所属等

A店では、原告らドライバー職はいずれも営業課に所属している。A店にある6つの営業課は、それぞれ3個又は4個の係に分かれ、それぞれの係に1個から8個までの班が存在する。月度始まりの前日(毎月20日)までに各ドライバーの月度ごとの勤務予定表が作成されて本人に通知されていた。

(5) 原告らの各月度の所定労働時間

原告らの各月度の所定労働時間は、別表1の各原告につき各月度の欄に記載のとおりである(争いなし)。

(6) 原告らの基準内給与額(争いなし)

給与の計算期間は前月21日から当月20日までであり、給与の支払日は原則として毎月末日とされている(甲5)。

ア 原告X1

平成22年12月度から平成23年3月度まで 月額21万2000円

平成23年4月度から平成23年9月度まで 月額21万6000円

平成23年10月度から平成24年3月度まで 月額22万1000円

平成24年4月度 月額22万5000円

平成24年5月度から平成24年9月度まで 月額25万2039円

イ 原告X2

平成22年12月度から平成23年3月度まで 月額20万円

平成23年4月度から平成23年9月度まで 月額20万5000円

平成23年10月度 月額20万9000円

平成23年11月度から平成24年1月度まで 月額21万9000円

(7) 原告らに対する割増賃金の支払

原告X1の平成22年12月度から平成24年9月度までの各月度及び原告X2の平成22年12月度から平成24年1月度までの各月度につき、ID出勤時刻からID退勤時刻までの時間から1日の所定労働時間及び休憩時間(平成23年6月度までは1時間、同年7月度以降は1時間30分)を控除した労働時間に対しては、割増賃金が既に支払われている(争いなし)。

2 争点

(1) 原告らの実労働時間(争点1)

(2) 原告らによる割増賃金の支払請求の可否及び額(争点2)

(3) 付加金請求の可否(争点3)

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1(原告らの実労働時間)について

ア 原告らの主張

原告らの出退勤時刻は、別表10の各原告についての「出勤時刻」欄及び「退勤時刻」欄のうち「原告」欄に記載のとおりであり、また、請求期間における原告らの休憩時間は1日当たりすべて1時間である。これらの出退勤時刻及び休憩時間に基づけば、原告X1の各月度の実労働時間の合計は、別表11の「勤務時間」欄記載のとおりであり、原告X2の各月度の実労働時間の合計は、別表12の「勤務時間」欄記載のとおりとなる。

(ア) 出退勤時刻

a 料金所通過記録が存する期間

原告X1については、平成24年1月17日から平成24年9月17日（最終入社日）までの出退勤時刻はC道路料金所通過記録（甲8）でほぼ完全に裏付けられており、原告X2については、平成23年11月25日から平成24年1月20日（最終入社日）までの出退勤時刻は、C道路料金所通過記録（甲11）でほぼ完全に裏付けられている。

b 料金所通過記録が存しない期間

原告らは同じ課に所属しているところ、A店では、課全体で出勤予定時刻が決まり、課全体の退勤時刻もほぼ同じとなる。また、年間の荷物量や月ごとの偏りも基本的に大きく変わるものではない。このような事業所と業務の特徴を考慮すれば、原告X1の平成23年12月度及び平成24年1月度の出退勤時刻は原告X2の同時期の月度の出退勤時刻から、原告らの平成23年2月度から同年8月度までの出退勤時刻は原告X1の同期間の月度の出退勤時刻から、原告らの平成23年9月度から同年11月度まで及び平成24年9月度から同年11月度までの出退勤時刻は原告らの平成22年12月度から平成23年8月度までの9か月間の平均値からそれぞれ推認することが可能である。

仮に以上のような業務上の特殊性が認められない場合であっても、原告X1の8か月間の料金所通過記録において、午前6時30分までにD料金所を通過している日が50%を超え、午前6時40分までに通過している日が90%を超えていることからすれば、料金所通過記録が存在しない期間においても、平均して午前6時30分、遅くとも午前6時40分までにはD料金所を通過していたと推認することができ、後記(ウ)のとおりD料金所通過時刻から出勤時刻までの時間が13分であることを考慮すれば、原告X1は平均して午前6時43分、遅くとも午前6時53分には出勤していたと推認することができる。また、原告X2の料金所通過記録によれば、午前6時40分までにE料金所を通過している日が50%、午前6時50分までに通過している日が80%を超えていることからすれば、料金所通過記録が存在しない期間においても、平均して午前6時40分、遅くとも午前6時50分までにはE料金所を通過していたと推認することができ、後記(リ)のとおりE料金所通過時刻から出勤時刻までの時間が20分であることを考慮すれば、原告X2は平均して午前7時、遅くとも午前7時10分には出勤していたと推認することができる。

(イ) 料金所通過時刻の記録と出退勤時刻との関係

原告X1は、D料金所からC道路に入りF料金所でC道路を出てA店に出勤し、退勤時は、F料金所からC道路に入って帰宅していたところ、D料金所通過時刻のうち、就業規則上の始業時刻であり、原告X1が遅くとも出勤していた時刻である午前7時に最も近い通過時刻は、平成24年1月28日午前6時47分であるから、D料金所の通過から出勤までに要する時間は長く見積もっても13分である。また、退勤については、平成24年5月20日につき、ID退勤時刻が午後10時37分、F料金所通過時刻が午後10時41分であることからすれば、終業からF料金所通過までに要する時間は、A店のエレベーターや信号での待ち時間を考慮しても長く見積もって5分である。

原告X2は、E料金所からC道路に入り、F料金所でC道路を出てA店に出勤し、退勤時はF料金所からC道路に入って帰宅していたところ、E料金所通過時刻のうち、就業規則上の始業時刻であり、原告X2が遅くとも出勤していた時刻である午前7時に最も近い通過時刻

は、平成24年1月11日の午前6時47分であるから、E料金所通過から始業までに要する時間は、数分の遅れを見込み長く見積もっても20分である。また、退勤については、原告X1と同様に、終業からF料金所通過までに要する時間は5分である。

A店の周辺には、H貨物のヤードとI線の車両基地と同業他社の運送会社のターミナルがあるだけであり、午前7時以前に営業している飲食店の存在を原告らは認識しておらず、また、勤務終了後にA店内又はその周辺にとどまる理由はなく、翌日の始業も早いため、無駄にA店に残ることはあり得ない。したがって、原告らがF料金所とA店との間で寄り道をしていたとはいえない。

(ウ) ID出勤時刻及びID退勤時刻が実労働時間を反映していないこと

a 被告では、表向きの月度の時間外労働時間を60時間前後に抑えるため、出勤時刻については朝の配達荷物の積み込み作業後に、退勤時刻については帰庫後すぐ集荷荷物の積み降ろし前に、それぞれIDカードによる出退勤時刻の打刻を強要されていた。

b ID出勤時刻及びID退勤時刻とPDT記録との不整合

PDT(Portable Data Terminal。被告において荷物を取り扱う作業者に所持が義務づけられるハンディ・ターミナルであって、作業者のIDを登録、保持し、取り扱う荷物に添付されたバーコードを読み込み、荷物のID及びその取扱時刻を管理コンピュータに送信・記録するために使用されるもの。以下同じ。)の使用目的からすれば、PDT記録(PDTによる荷物の取扱記録。以下同じ。)の内容は原告らの作業内容を示していると考えるのが自然であるところ、PDT記録によれば、原告らがID出勤時刻よりも前に荷物移動・持出処理、プラットフォームに車両移動、荷積・持出処理などの作業をし、ID退勤時刻よりも後に荷下ろし、集荷処理、荷物移動・後片付け、帰庫点呼などの作業をしていたことが明らかであるから、ID出勤時刻及びID退勤時刻は、実際の出退勤時刻を反映したものであるのではない。

(イ) 被告による時間外労働隠し

平成24年4月12日及び同月16日につき原告X1のID退勤時刻とF料金所通過時刻に不自然な乖離があるが、これらは、被告の指示により、IDカードによる退勤の登録後、他者が運転する車両に自分の担当荷物と一緒に乗り込み配達をしたことによるものである。また、平成24年6月6日の原告X1及び平成23年12月16日の原告X2につきD料金所又はE料金所通過時刻とID出勤時刻との間に不自然な乖離があるが、これらは、被告の指示により、IDカードによる始業の登録をせず他者が運転する車両に自分の担当荷物と一緒に乗り込み配達をした後、いったん帰社してIDカードによる始業の登録をして午後の業務を行ったことによるものである。以上のような被告の指示は、上記のほかにも、原告X1に対して平成22年に2回、平成23年に31回、平成24年に3回存在し、原告X2に対して平成23年に23回存在しており、このような指示に基づく業務は、A店において「ニコイチ」と呼ばれていた。

さらに、平成24年4月13日の原告X1につきID退勤時刻が午後2時43分であるのに対し、F料金所通過記録が存在しないのは、被告の指示により、IDカードによる退勤の登録後、原告X1担当のJ地区まで原告X1の自家用車で配達したことによるものであり、同様の指示は、平成23年に原告X2に対して1回あり、このような指示に基づく業務は、A店において「ユウレイ」と呼ばれていた。

これらの指示は、原告らの上長であるK(以下「K」という。)らから口頭又はメールでされており、原告らは不本意ながらもこれらの指示に従わざるを得なかった。

(オ) 出庫前の主な業務及び指揮命令の存在

原告らは、午前6時から午前6時半ころに出勤すると、到着済み、到着中及び当日指定の荷物を担当ごとに整理し、午前6時45分ころにPDTを運行管理室に取りに行くが、被告の

指示によりこの時点ではIDカードによる出勤時刻の登録はできない。PDTを起動して「持出し」処理により荷物の所在を登録しながら車両に荷物を積み込む。その後、運行管理室において被告の指定時刻にIDカードによる出勤時刻の登録を行い、残りの荷物及び遠方からの延着分の荷物を積み込み、車両点検後に運行管理室で出庫手続（点呼）を行い出庫する。

原告らは、被告から、目標として午前8時までに出庫するように命じられ、早く来るように指示されていたため、自分の能力と時間の使い方を考慮して午前6時半頃には出勤するようにしていた。したがって、原告らがシフトの始業時刻よりも早く出勤し業務に従事したのは被告の指示に基づくものである。また、被告の管理監督者であれば、原告らがID出勤時刻よりも前に作業していることを認識することは容易であるから、少なくとも被告による黙示の指示があったといえる。

(カ) 帰庫後の主な業務及び指揮命令の存在

帰庫後は、まず、帰庫手続（点呼）及び入金業務の後でIDカードにより退勤時刻の打刻をさせられる。その後、車両に戻り、集荷処理が終わっている荷物の発送処理及び帰庫前に集荷処理ができなかった荷物の集荷処理を行い、発送処理をする。発送漏れ及び配達漏れの有無を確認した上で、配達不在分を「持戻り」としてPDTにより登録する。また、同じ係の他のドライバーの作業状況を確認し、残作業等があればこれを手伝う。車庫に車両を戻して整理整頓及び洗車をし、運行管理室で伝票類の整理・提出及び配達・集荷個数の報告をしてPDTを返却する。その他雑務及び伝票の発注や備品の仕入れを行い、再度、同じ係の他のドライバーの作業状況を確認し、作業が完了している場合には上長に終了報告をして退勤する。

原告らは、運行管理室の主任らからIDカードによる退勤時刻の打刻について何度も確認されていたため、帰庫手続後すぐにIDカードにより退勤時刻を打刻していた。被告の管理監督者であれば、原告がID退勤時刻よりも後に作業していることを認識することは容易であるから、少なくとも被告による黙示の指示があったといえる。

(キ) 休憩時間

休憩時間は1時間であり、平成23年6月21日以降も休憩時間に変更はなかった。

原告らは、平成23年6月20日以前から、乗務記録に休憩時間を1時間30分と書いて申告するよう被告から指示されていたから、乗務記録の記載は、原告らが休憩時間の変更を認識した根拠にはならない。

朝礼において休憩時間を1時間30分とるよう指示されたことはなく、原告らが1時間30分の休憩をとっていたという実態もない。なお、比較的長い時間車両が移動しない時間帯があるのは、顧客の駐車場又はコインパーキングに車両を停めて手作業で荷物を運んでいたためである。

イ 被告の主張

(ア) 実労働時間とその算定根拠

被告における原告らセールスドライバーの実労働時間は、ID出勤時刻及びID退勤時刻によって把握され、賃金算定の基礎とされているものであり、被告は、ID出勤時刻前又はID退勤時刻後に業務に従事することを禁じる旨の業務命令を発している。

原告らのID出勤時刻及びID退勤時刻は、別表10の各原告についての「出勤時刻」欄及び「退勤時刻」欄のうち各「当社ID」欄に記載のとおりであり、被告は、ID出勤時刻及びID退勤時刻に基づき算定された原告らの実労働時間に従い割増賃金を支払ってきており、割増賃金の未払は存在しない。

(イ) 料金所通過時刻の記録とID出勤時刻及びID退勤時刻との関係

原告らは、C道路料金所通過時刻の記録をもとにした出退勤時刻を独自に設定して算定しているが、法的関連性を欠く。出勤時については、D料金所又はE料金所からF料金所まで相應の時間を要すること、信号交差点が2か所あること、A店に着いてから屋上の駐車場まで車

両用のエレベーターを使用する必要があること、駐車場に車を停めて降車し、事務所に入ってIDカードを打刻するという動作が必要であることなどを考慮すれば、原告らの主張の誤りは明白である。

(ウ) ID出勤時刻及びID退勤時刻に関する原告らの主張について

a 「ニコイチ」又は「ユウレイ」と呼ばれる時間外労働隠しの事実がないこと

原告らの主張によれば、被告においては全社員周知の中でG店ぐるみで「ニコイチ」又は「ユウレイ」という半日又は全日にわたる無給での労働をさせていたことになるが、被告においては、IDカードで出退勤を管理し、朝夕点呼を行ってドライバー職の業務に不可欠なPDTの貸与についてもID出勤時刻との前後関係を厳しくチェックしており、また、時間外労働については店内の管理職や本社等による監査もある状況下で、原告ら主張に係る「ニコイチ」又は「ユウレイ」などができるはずがない。この点に関する原告らの供述は、具体性を欠き、又は明らかな虚偽である。

b PDT記録と原告らの労働時間との関係

被告のPDTは、どの車両に対応するPDTであるかが予め決められていたから、基本的には、原告らもそれぞれに割り振られた車両に対応するPDTを使用していたものと考えられるが、PDTは、営業店ごとにパスワードが決まっているため、A店の従業員であれば他の者でも原告らが通常使用していたPDTを使用してログインすることができ、直近に入力された社員コードをそのまま利用して使用することがしばしば行われていた。したがって、原告らが通常使用していたPDTは、原告らの退勤後又は出勤前に夜勤の社員や管理職が使用する可能性が十分にあったといえるのであり、IDカードの打刻時刻とPDTの入力時刻との逆転現象が生じているからといって、原告らがIDカードによる打刻時刻と異なる時間に労働をしていたとは限らない。

(I) 出庫前の勤務実態

原告ら従業員は、A店到着後に1階のロッカールームで制服に着替え、2階の安全推進課でIDカードに出退勤時刻を入力した後、車両の鍵、PDT及び決済端末を受け取って業務を開始していた。PDTの受け渡し時には、口頭でIDカードによる出勤時刻の打刻が済んでいるか否かの確認を受けており、原告らが主張するように、PDTを使用して作業を開始した後にはIDカードにより出勤時刻を打刻することは不可能な仕組みとなっている。

原告らの上司が原告らに対してシフトの出勤時刻より早く来て作業を開始するようにという指示を与えていた事実はなく、むしろ、朝晩の見回りによって、定められた出勤時刻に合わせて出勤するよう上司から指導されていた。

(オ) 帰庫後の勤務実態

帰庫後は、荷下ろし、発送処理、入金、伝票仕分け及び点呼が終了してからIDカードにより退勤時刻を打刻し、着替えて帰宅していた。帰庫後においても、出勤時と同様に、管理職が構内巡視をするなどしており、3か月間原告らの上司であった主任のKにおいて同期間中に原告らが夜遅くまで残って作業をしているのを見たのは1、2回であった。原告X1も「(被告から作業終了前にIDカードの打刻を指示されることが)次第に馬鹿らしくなり、できる限り逃げ回り、実態に沿った打刻をするようにしていました」と述べ、ID退勤時刻が実際の退勤時刻に沿っていたことを認めている。

(カ) 休憩時間について

被告では、平成23年6月21日から1時間30分の休憩時間を取ることをドライバー職に奨励するようになり、原告らを含むセールスドライバーは実際に1時間30分の休憩時間を取るようになった。この休憩時間の変更は、平成23年7月度以降の賃金計算に反映されている。

上記の休憩時間の変更は、朝礼等ドライバー職が集まる場において、管理職が口頭で休憩

時間の30分延長を奨励することによって周知されていた。また、実際に原告らも乗務記録（運転日報）に1時間30分の休憩を取った旨を自主申告しており、この自主申告に誤りがないかを安全推進課の担当者が乗務記録添付のタコチャートと照合して確認し、齟齬があれば訂正させ、休憩時間が少なければ事情を聞いて指導するなどしていた。よって、1時間30分の休憩時間を取っていない旨の原告らの主張は事実と反する。

(2) 争点2（原告らによる割増賃金の支払請求の可否及び額）について

ア 原告らの主張

平成22年11月29日から平成24年9月17日までの原告X1の各月度の実労働時間の合計は別表11の「勤務時間」欄記載のとおりであり、平成22年11月29日から平成24年1月20日までの原告X2の各月度の実労働時間の合計は別表12の「勤務時間」欄記載のとおりであるから、被告が実労働時間として認定したID出勤時刻からID退勤時刻までの労働時間から休憩時間を控除した時間を超える実労働時間について、原告らは、被告に対し、本件請求額のとおり請求することができる。

イ 被告の主張

原告らの主張は争う。

被告は、ID出勤時刻及びID退勤時刻に基づき算定された原告らの実労働時間に従い割増賃金を支払ってきており、未払割増賃金は存在しない。

(3) 争点3（付加金請求の可否）について

ア 原告らの主張

被告の管理監督者であれば、ID出勤時刻よりも前又はID退勤時刻よりも後に原告らが作業に従事していることを認識することは容易であることに加え、被告においては、「ニコイチ」又は「ユウレイ」などの時間外労働隠しが被告の指示に基づき行われていたことなどによれば、被告による割増賃金の未払は、賃金全額払の原則に違反する悪質なものであることは明らかであり、被告が割増賃金の一部を支払っていることにより上記の悪質性が緩和されるものではない。よって、本件では、未払割増賃金と同額の付加金の支払が命じられるべきである。

イ 被告の主張

原告の主張は争う。

付加金の制度は、賃金支払に関して使用者にインセンティブを与えてその履行を確保することを目的とするものであり、その支払を命じるか否か等については裁判所に広範な裁量があるものとされている。

被告は、ID出勤時刻及びID退勤時刻に基づき割増賃金を支払ってきており、結果として何らかの未払があると判断されるに至っても、被告の行為が付加金の支払を命じるほど悪質であるとはいえない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記認定事実及び当事者間に争いのない事実に加え、後掲各証拠（ただし、後記認定に反する部分を除く。）並びに弁論の全趣旨によれば、原告ら又はA店におけるドライバー職の勤務に関し、以下の事実が認められる。

(1) A店のドライバー職には、宅配担当のドライバーと営業活動を行うセールスドライバーがいるところ、本件当時、原告らはいずれもセールスドライバーであった（乙20・1頁、証人L・2、30頁、証人K・23頁）。

(2) 原告らの出勤状況

本件当時、原告らは自家用車で通勤しており、原告X1はMインターチェンジからD料金所を通過してC道路に入り、原告X2はNインターチェンジからE料金所を通過してCに入り、いずれもF料金所でC道路を出て、A店に出勤していた（甲8、11、38、39）。

A店に到着した後は、A店が入居している7階建て建物の屋上の駐車場まで車両用のエレベーターを使用して上り、定められた駐車位置に自家用車を駐車した後、A店1階にあるロッカールームで着替え、業務を開始する（甲20、乙20・1頁、乙21・3頁、証人L・2頁）

(3) IDカードによる出勤時刻の登録及びPDTの受け取り等

原告らドライバー職は、A店2階の安全推進課においてIDカードを打刻して出勤時刻の登録をする。また、運行管理室においてPDTを受け取り、その他車両の鍵や決済端末を受け取る。なお、PDTは、車両に割り振られているため、使用する車両によって使用するPDTが特定されている。（乙20・1頁、証人L・2、3頁、原告X2・8頁）

(4) 出庫までの主な作業等

原告らドライバー職は、夜間に仕分けされた荷物から担当コースの荷物をホームに移動させる作業を行い、荷物に添付されている送り状に記載されたバーコード（送り状NO）をPDTで読み取って入力する処理（持出処理）を行う。ホームを使用する順番が来たら、使用する車両をホームに着けて荷物を積み込む。（甲38・2頁、39・2頁、証人L・3頁から5頁、原告X2本人・6、7、9、10頁）

午前7時30分から午前7時45分くらいまでの間に、係ごとにホームで毎日朝礼が行われる。ドライバー職の従業員は、全員、作業を一時止めて所属する係の朝礼に参加する。朝礼では、営業指示や他店舗での事故などに関連した安全指示等が伝えられる。（乙20・2頁、証人L・5頁、原告X1本人・12頁）

そして、A店2階の安全推進課において、営業点呼（その週の注意事項の唱和）及び運行前点呼（車両の日常点検の結果、体調、飲酒の有無等の状況を口頭で報告）を受けてから、車両に乗り込み担当エリアに向けて出庫する。なお、セールスドライバーの出庫時刻は午前8時が目標とされていた。（乙20・2頁、証人L・5頁、証人K・17頁）

(5) 出庫後の業務

セールスドライバーの場合、配達業務は、時間帯指定の荷物を除き、午前中に配達することが目標とされているが、午前中に配達することができなかった荷物については、午後、時間帯指定の荷物を配達する際に併せて処理する。午後は、主として集荷作業（担当エリアの20か所程度の顧客を決まった時刻に訪問し配送に出す荷物を預かる作業）及び時間帯指定の荷物の配達に加え、営業活動を行う。（乙20・2、3頁、証人L・8頁、証人K・28頁、原告X1本人・12、13頁、原告X2本人・14、15頁）

(6) 帰庫後の作業

A店に帰庫した後の主な作業としては、クール便荷物を冷凍又は冷蔵室内に保管した後、ホームに車両を着けて車両の荷台に積まれた荷物をホームに下ろす作業（以下「荷下ろし」という。）を行う。集荷時間内に集荷処理ができなかった荷物がある場合は、PDTを用いた集荷処理を行う。また、発送遅れ及び配達漏れの有無を確認した上で配達不在分についてPDTを用いて持ち戻りの登録をする。

車両を車庫に戻し、整理整頓及び洗車を行う。運行管理室において伝票類の整理、提出及び配達・集荷個数の報告をし、PDTを返却する。また、経理課において当日扱った現金等の入金処理を行う。その後、安全推進課で、営業点呼（朝の指示を履行することができたか否かの報告）及び帰庫点呼（事故や違反の有無、道路運行の状況、飲酒の有無等の報告）を行うとともに、乗務記録（運転日報）及び運行記録紙（タコチャート紙）に必要事項を記入して提出する。（乙20・3、4頁、証人L・8頁から10頁、弁論の全趣旨）

(7) IDカードによる退勤時刻の登録等

ドライバーは、安全推進課においてIDカードを打刻して退勤時刻の登録をする（争いなし）。

原告らは、それぞれ、A店1階にあるロッカールームで着替えをして、屋上にある駐車場に行き、自家用車に乗り、車両用のエレベーターで1階に降り、A店を出てF料金所に向い、同料金所を通過してC道路に入って帰宅していた(乙21・3頁、弁論の全趣旨)。

2 争点1(原告らの実労働時間)について

本件において、ID出勤時刻からID退勤時刻までの時間から被告が主張する休憩時間(平成23年6月度までは1日1時間。同年7月度以降は1日1時間30分)を控除した時間が実労働時間に当たることは当事者間で争いがないから、原告らの実労働時間についての争いは、ID出勤時刻前及びID退勤時刻後の実労働時間の有無並びに平成23年7月度以降に原告らが1時間30分の休憩を現実にとっていたか否かである。

(1) 原告らの出勤時刻について

被告は、本件請求期間における原告らのシフト上の出勤時刻は別表10の各「予定」欄記載のとおりであり、被告が原告らの実際の出勤時刻として認定したID出勤時刻は、別表10の各「出勤時刻」欄のうちの「当社ID」欄記載のとおりである旨主張するが、原告らは、通勤時の料金所通過時刻に基づき別表10の各原告の「出勤時刻」欄のうちの「原告」欄記載の時刻を出勤時刻と主張するので、まず、出勤時刻について検討する。

ア 料金所通過記録が存する期間について

(ア) 原告X1について

甲8号証及び弁論の全趣旨によれば、原告X1は、料金所通過記録が存する平成24年1月17日から同年9月17日までの期間において、A店に出勤する際、別表2の「1 料金所通過時刻」欄記載の時刻にD料金所を通過したことが認められる。

上記期間につき、被告が主張する原告X1のシフト上の出勤時刻及びID出勤時刻は、別表2の「2 シフト上の出勤時刻」欄及び「4 ID出勤時刻」欄にそれぞれ記載したとおりであるところ、甲31号証によれば、原告X1のID出勤時刻より前に原告X1のID(社員番号)が登録されたPDTを用いて持出処理がされている日が20日以上存することが認められる。この点について、被告は、原告X1が通常使用していたPDTを原告X1の出勤前に他の社員が使用する可能性が十分ある旨主張するが、PDTが、集荷、配達等の荷物の取扱いを時系列的に記録してその取扱状況を管理するために用いる装置であり、荷物を取り扱う作業者に所持が義務づけられ、起動する際には作業者のIDを入力する仕組みとされている(乙16・10頁)ことからすれば、荷物の取扱いを担当した者が誰であるかを特定することもPDTの重要な役割の一つと解されるから、PDTに登録されたIDとは異なる作業者がPDTを用いて荷物を取扱うことが度々あったとは考えにくく、被告の上記主張は採用できない。したがって、原告X1がID出勤時刻より前にPDTを用いて出庫前の作業をする場合もあったと認めるのが相当である。

また、別表2の「1 料金所通過時刻」欄記載のとおり、原告X1がD料金所を通過する時刻は基本的に午前7時より前であるから、ID出勤時刻が午前8時以降である日については、D料金所の通過時刻とID出勤時刻との間に1時間を超える時間差が存することになるが、本件全証拠によっても、原告X1が出勤時にF料金所を出た後、A店に到着するまでの間に恒常的に寄り道等をしていたことをうかがわせる事情は認められない。さらに、前記認定事実(4)のとおり、A店においてセールスドライバーは午前8時に出庫することが目標とされており、また、出庫までに行うべき様々な作業があるにもかかわらず、別表2の「4 ID出勤時刻」欄記載のとおりID出勤時刻が午前8時以降である日が半数以上に及ぶのは不合理である。

そうすると、ID出勤時刻は、必ずしも原告X1の実際の出勤時刻を正しく反映したものであるとみるのが相当であり、前記のとおり、原告X1がF料金所を出た後、A店に到着するまでの間に恒常的に寄り道等をしていたとはうかがわれないことを考慮すれば、料金所通過

記録が存する期間における原告X1の出勤時刻については、D料金所の通過時刻から推認するのが相当である。

ところで、D料金所の通過時刻から出勤時刻を推認することについて、原告X1は、遅くとも午前7時には出勤していたことを前提に、平成24年1月28日のD料金所の通過時刻（午前6時47分）と午前7時との時間差13分を、D料金所を通過してからA店で勤務を開始するまでに必要な時間である旨主張する。しかし、実際の出勤時刻について、原告X1は「何時までに来いという明確な時間は示されていない。自分のところが片付くようにと指示されていたので、作業量や自分の能力等から逆算して動いていた。」旨述べ（原告X1本人・11頁）、また、原告X2は「特に何時から作業を開始するという決まりはなかった。その日の荷物の量に対して間に合う時間を自分で計りながら出勤していた。」旨述べている（原告X2本人・5頁）ことなどに照らせば、原告らは、その日の荷物の量などに応じて目標とされている8時出庫に間に合うように出勤していたものと認めるのが相当である。そうすると、平成24年1月28日に原告X1が午前7時までに出勤していたとは限らず、これを認めるに足る証拠はないから、同日に原告X1が午前7時までに出勤したことを前提にD料金所の通過時刻の13分後を出勤時刻とする原告X1の上記主張は理由がない。

そこで、D料金所を通過してからA店で勤務を開始するまでの所要時間について検討すると、別表2の「2 シフト上の出勤時刻」欄記載の時刻が午前7時又は午前7時15分である平成24年3月1日から同年4月10日までの期間の出勤時における打刻時刻は別表2の「3 打刻時刻」欄記載のとおりであるところ、この期間における、D料金所の通過時刻、シフト上の出勤時刻及び打刻時刻の各時間差等に照らせば、シフト上の出勤時刻が午前7時又は午前7時15分とされている上記期間における打刻時刻は、原告X1が、D料金所を通過してA店に到着し、屋上の駐車場に自家用車を止めるなどした上で、実際にA店で勤務を開始する際にIDカードの打刻を行った時刻とみるのが自然である。そして、同期間における打刻時刻とD料金所の通過時刻との差が別表2の「料金所通過時刻と打刻時刻の時間差」欄記載のとおりであり、平均して約24分（11時間13分÷28日）であることを踏まえると、原告X1の実際の出勤時刻については、D料金所の通過時刻から25分経過した時刻とするのが相当である。

なお、D料金所の通過時刻が不明な日については、後記イのとおり午前7時を実際の出勤時刻と認めるのが相当である。また、F料金所ではなくO料金所又はP料金所でC道路を出てA店に出勤している日も数日存する（甲8）が、いずれもF料金所に比較的近い料金所であること、D料金所の通過時刻について特段の違いは認められないこと、後記イのとおり原告X1は概ね午前7時頃に出勤していたと認められること等の事情に照らせば、F料金所でC道路を出てA店に出勤した場合と別異に取り扱う必要性はないというべきである。さらに、平成24年6月6日のようにID出勤時刻がD料金所の通過時刻と比べて極端に遅い日が存するが、ID出勤時刻が必ずしも実際の出勤時刻を反映しているとは限らないことや、原告X1が他の出勤日と同程度の時刻にD料金所を通過していながらその後8時間以上経過してA店に出勤するという行動をとるべき具体的な理由が見当たらないことに照らせば、原告ら主張に係る「ニコイチ」等の方法によるものと必ずしも認められないとしても、原告X1が通常どおり出勤していた蓋然性が高いと合理的に推認することができるから、上記のようにID出勤時刻が極端に遅い日についても、D料金所の通過時刻から25分経過した時刻を出勤時刻として認めるのが相当である。

そうすると、料金所通過記録が存する期間における原告X1の出勤時刻は、別表2「5 認定出勤時刻」欄記載の各時刻と認めるのが相当であり、ID出勤時刻との時間差は、別表2の「ID出勤時刻前の時間外労働時間」欄に各記載のとおりとなる。なお、A店では午前8時に出庫することが目標とされていた以上、少なくともID出勤時刻が午前8時以降

とされている日については、原告X1がID出勤時刻より前に出庫前の作業を行っていたであろうことを被告において認識することは可能であったと考えられ、そうであれば、ID出勤時刻が必ずしも実際の出勤時刻を反映したものではないと認識することも可能であったというべきであるから、上記の時間差については、被告の管理下における労働時間と認めるのが相当である。

(1) 原告X2について

甲11号証及び弁論の全趣旨によれば、原告X2は、料金所通過記録が存する平成23年11月25日から平成24年1月20日までの期間において、A店に出勤する際、別表3の「1 料金所通過時刻」欄記載の時刻にE料金所を通過したことが認められる。

上記期間につき、被告が主張する原告X2のシフト上の出勤時刻及びID出勤時刻は、別表3の「2 シフト上の出勤時刻」欄及び「3 ID出勤時刻」欄にそれぞれ記載したとおりであるところ、同期間における原告X2のID出勤時刻のほとんどがA店で出庫時刻の目標とされている午前8時であることなどに照らせば、原告X2の出勤時刻についても、原告X1の場合と同様に、ID出勤時刻が必ずしも原告X2の実際の出勤時刻を反映したものではないとみるのが相当であり、実際の出勤時刻については、E料金所通過時刻から推認するのが相当というべきである。そして、実際の出勤時刻を推認する際に原告X1と原告X2との間で違いがあるのは、主としてC道路に入る地点、すなわち、C道路を運転する距離であると考えられるところ、乙6及び7号証によれば、その距離の差はおおよそ10キロメートル程度であると認められるから、原告X2がE料金所を通過してからA店で勤務を開始するまでの所要時間は、前記(ア)において認定した原告X1についての所要時間に10分程度を加えた35分とみるのが相当である。

そうすると、料金所通過記録が存する期間の原告X2の出勤時刻は、E料金所の通過時刻に35分を加算した、別表3の「4 認定出勤時刻」欄記載の各時刻と認めるのが相当であり、ID出勤時刻との時間差は、別表3の「ID出勤時刻前の時間外労働時間」欄に各記載のとおりとなる。

イ 料金所通過記録が存しない期間について

料金所通過記録が存しない期間（原告X1については平成22年11月29日から平成24年1月16日まで、原告X2については平成22年11月29日から平成23年11月24日まで）における原告らの出勤時刻について、被告は、別表4及び別表5の「ID出勤時刻」欄にそれぞれ記載した時刻である旨主張する。しかし、別表4及び別表5によれば、原告らのID出勤時刻が午前8時とされている日も少なくないところ、前記のとおりA店のセールスドライバーは午前8時の出庫が目標とされていたこと（前記認定事実(4)）や、A店の営業課において原告らと同じ班の主任であったKは「午前8時に出勤するのは宅配のドライバーであり、通常のセールスドライバーが午前8時出勤というのはあまり聞いたことがない。」旨の証言をしていること（証人K・23頁）、原告らはその日の荷物の量などに応じて目標とされている午前8時の出庫に間に合うように出勤していたと認められること（前記ア(ア)）などを総合考慮すれば、原告らが午前8時に出勤することはほとんどないものと考えられるから、料金所通過記録が存しない期間についても、ID出勤時刻は、必ずしも原告らの実際の出勤時刻を反映したものではないと認めるのが相当である。

そして、料金所通過記録が存する期間において原告X1につき認定した別表2の「5 認定出勤時刻」欄記載の出勤時刻の平均がおおむね午前7時頃であること、料金所通過記録が存する期間において原告X2につき認定した別表3の「4 認定出勤時刻」欄記載の出勤時刻の平均がおおむね午前7時10分頃であることを踏まえれば、料金所通過記録が存しない期間における原告らの実際の出勤時刻は、原告X1につき午前7時、原告X2につき午前7時10分（ただし、ID出勤時刻が午前7時10分以前であるときはID出勤時刻）を実際の出勤

時刻と認めるのが相当である。

もっとも、ID出勤時刻が極端に遅い時刻の場合（例えば、原告X1につき平成22年12月13日、平成23年2月22日）について、原告らは、いずれの日についても被告の指示でIDカードによる始業の登録をせずに他のドライバーの車両に同乗して業務を行っていた旨主張し、これに沿う旨の供述をするが、料金所通過記録がある場合と異なり、ID出勤時刻が極端に遅い時刻の日にも原告らが他の出勤日と同程度の時刻にD料金所又はE料金所を通過しA店に向かっていたと認めるに足りる的確な証拠がない以上、原告らが通常どおりに出勤していない可能性も否定できないから、ID出勤時刻が極端に遅い場合についてもすべて原告らが午前7時又は午前7時10分に出勤していたものと認めることはできない。したがって、ID出勤時刻が極端に遅い場合についてはID出勤時刻を原告らの出勤時刻とみるほかない。

以上によれば、料金所通過記録が存しない期間について、原告X1の実際の出勤時刻は別表4の「2 認定出勤時刻」欄記載のとおりとなり、実際の出勤時刻とID出勤時刻との時間差は同表の「ID出勤時刻前の時間外労働時間」欄記載のとおりとなる。また、原告X2の実際の出勤時刻は別表5の「2 認定出勤時刻」欄記載のとおりとなり、実際の出勤時刻とID出勤時刻との時間差は同表の「ID出勤時刻前の時間労働時間」欄記載のとおりとなる。

(2) 退勤時刻について

ア 原告X1の退勤時刻について

(ア) 料金所通過記録が存する期間について

甲8号証及び弁論の全趣旨によれば、原告X1は、料金所通過記録が存する平成24年1月17日から同年9月17日までの期間において、A店からの退勤した後、別表6の「1 料金所通過時刻」欄記載の時刻にF料金所を通過したことが認められる。

上記期間のID退勤時刻は、別表6の「2 ID退勤時刻」欄記載のとおりであるところ、原告X1は、ID退勤時刻よりも後に荷下ろし、集荷処理、荷物移動などの作業をしていた旨主張し、これに概ね沿う供述をする（甲38・3頁、原告X1本人・13、14頁）。

甲18号証及び証人Kの証言（証人K・7、27頁）によれば、A店では労働時間が長くなっているドライバーに対し、帰庫後に荷下ろし等の作業をする前に点呼を受けるよう指示を出すことがあったものと認められるところ、このような指示の目的につき、証人L及び証人Kは、帰庫後すぐに帰宅させて労働時間の削減を図るためである旨述べる（証人L・17、34頁、証人K・7、27頁）が、原告X2が、上記の指示を受けIDカードで退勤の打刻をした後も作業を続けていた旨を述べていること（原告X2本人・17頁）などに照らすと、上記の指示を受けた原告らがIDカードで退勤の打刻をした後に帰庫後の作業を行うことなく直ちに帰宅していたと認めるに足りる証拠はないというべきである。

別表6の「料金所通過時刻と打刻時刻との時間差」欄によれば、ID退勤時刻とF料金所の通過時刻との間に30分を超える時間差がある場合も少なくない一方で、その時間差が15分前後である場合も少なくないことに照らせば、IDカードで退勤の打刻をした後、身支度等をした上で屋上の駐車場で自家用車に乗り、エレベーターで下に降りてF料金所を通過するまでの平均的な所要時間は15分前後であると認めるのが相当である。そして、退勤していながらA店付近に一定時間留まった上でF料金所を通過すべき合理的な理由は見当たらないことや、原告X2の上記供述等に照らせば、IDカードで退勤の打刻をした後、帰途につくまでの間に同僚との立ち話等に多少の時間を費やす場合があり得ることを考慮しても、30分以上の時間差がある場合には、当該時間差のうち15分を超える時間については帰庫後の作業を行っていたものと認めるのが相当であり、ID退勤時刻が原告X1の実際の退勤時刻を正確に反映したものと必ずしもいえないとみるのが相当である。

したがって、料金所通過記録が存する期間における原告X1の退勤時刻については、F料金所の通過時刻から推認するのが相当であり、上記のとおり同通過時刻とID退勤時刻との時

間差が30分以上存する場合については、同通過時刻の15分前を実際の退勤時刻とみるのが相当である。その結果、上記期間における原告X1の退勤時刻は、別表6の「3 認定退勤時刻」欄記載のとおりとなり、この退勤時刻とID退勤時刻との時間差は、別表6の「ID退勤時刻後の時間外労働時間」欄記載のとおりとなる。

なお、平成24年4月12日のようにID退勤時刻が午後2時44分などと極端に早い時刻となっている場合については、午後2時などの早い時刻にA店を退勤していながら午後9時ないし午後10時頃までA店付近に留まり同時刻頃にF料金所を通過するというような行動をとるべき合理的な理由が見当たらないこと、前記のとおりID退勤時刻が原告X1の実際の退勤時刻を必ずしも正しく反映していないことを踏まえれば、原告ら主張に係る「ニコイチ」等の方法によるものと必ずしも認められないとしても、ID退勤時刻後も原告X1がA店で業務に従事していた蓋然性が高いと合理的に推認することができるから、F料金所の通過時刻の15分前を実際の退勤時刻と認めるのが相当である。もっとも、ID退勤時刻が極端に早い時刻となっている場合で料金所通過時刻が明らかでない平成24年4月13日について、原告X1は被告の指示によりIDカードによる退勤の登録をした後、自家用車で配達していた旨主張するが、ID退勤時刻後も原告X1がA店の業務に従事していたと認めるに足りる確な証拠がない以上、ID退勤時刻を実際の退勤時刻とみるほかにないというべきである。また、別表6のうち料金所通過時刻が不明である他の日についても、原告X1がID退勤時刻の後も一定時間A店に留まっていたと推認するに足りる証拠がない以上、ID退勤時刻を実際の退勤時刻とみるのが相当である。

(1) 料金所通過記録が存しない期間について

原告X1は、ドライバーの出退勤時刻は課全体でほぼ同じになること、原告X2が原告X1と同じ課に所属していたこと、A店における年間の荷物量や月ごとの偏りは基本的に大きく変わらないことなどを理由に、料金所通過記録が存しない平成22年11月29日から平成24年1月16日までの期間における退勤時刻を、原告X2の平成23年12月度及び平成24年1月度の退勤時刻や、原告X1の平成24年2月度から同年8月度までの退勤時刻から推認することが可能である旨主張する。

しかし、原告X1が原告X2と同じ課に所属していたとしても両者が担当するコースがそれぞれに異なる以上、両者の退勤時刻がほぼ同じになるとは考えにくく、実際、原告ら双方につき料金所通過記録が存する平成24年1月18日から同月20日までの原告らの各F料金所の通過時刻には1時間以上又は2時間以上の差が存すること（別表6及び同7参照）からすれば、原告X1の退勤時刻と原告X2の退勤時刻がほぼ同じになるとは認められないというべきである。また、A店で取り扱う年間の荷物量や月ごとの偏りの程度が年度によって大きく異ならないと認めるに足りる証拠もない。よって、原告X1の上記主張はいずれも理由がない。

ID退勤時刻が原告X1の実際の退勤時刻を正しく反映していない場合もあり得ることや、原告X1本人尋問の結果等を踏まえれば、料金所通過記録が存しない期間についても、ID退勤時刻を超えて原告X1が業務に従事していた勤務日が存する可能性自体を否定することはできないが、いつ、どの程度超過して業務に従事していたかを認めるに足りる証拠がない以上、料金所通過記録が存しない期間については、午後2時46分（平成23年2月23日）など早い時刻がID退勤時刻とされている日も含め、ID退勤時刻を実際の退勤時刻とみるほかにないというべきである。

イ 原告X2の退勤時刻について

甲11号証及び弁論の全趣旨によれば、原告X2は、料金所通過記録が存する平成23年11月23日から平成24年1月20日までの期間において、A店から退勤した後、別表7の「1 料金所通過時刻」欄記載の時刻にF料金所を通過したことが認められる。

上記期間におけるID退勤時刻とF料金所の通過時刻との時間差は、別表7の「料金所通

過時刻と打刻時刻との時間差」欄記載のとおりであるところ、この時間差については、原告X1と同様の事情が当てはまるから、原告X2についても、F料金所の通過時刻とID退勤時刻との時間差が30分以上あるものについては、当該時間差のうち15分を超える時間については原告X2が帰庫後の作業等の業務に従事していたと推認するのが相当であり、F料金所の通過時刻の15分前を原告X2の実際の退勤時刻と認めるのが相当である。よって、上記期間における原告X2の退勤時刻は、別表7の「3 認定退勤時刻」欄記載のとおりとするのが相当であり、この退勤時刻とID退勤時刻との時間差は別表7の「ID退勤時刻後の時間外労働時間」欄記載のとおりとなる。

上記以外の期間、すなわち、料金所通過記録が存しない平成22年11月29日から平成23年11月24日までの期間における退勤時刻について、原告X2は、原告X1と同様の主張をするが、これらの主張に理由がないことは前記ア(イ)のとおりであるから、料金所通過記録が存しない上記期間における原告X2の退勤時刻については、原告X1と同様に、ID退勤時刻をもって実際の退勤時刻と認めるほかないというべきである。

(3) 休憩時間について

被告は、平成23年6月21日から1日1時間30分の休憩時間を取ることをドライバー職に推奨し、原告らを含むセールドライバーが実際に1日につき1時間30分の休憩時間を取るようになったため、同年7月度以降は休憩時間を1時間30分として賃金計算を行っている旨主張する。確かに、乙11号証によれば、原告X1は、平成24年9月17日の乗務記録（運転日報）に、午前11時50分から午後1時20分までの1時間30分を休憩時間として報告しているところ、同乗務記録に添付された運行記録紙（タコチャート紙）によれば上記時間帯に原告X1の使用する車両が停止していたことが認められる。また、証人Kは、休憩時間が1時間30分変わったことを朝礼で聞いた旨の証言をし（証人K・27頁）、さらに、証人Lは、1日1時間30分の休憩がとれていない場合にはその上長に対して指導が行われるため1時間30分の休憩が取れないということはない旨の証言をしている（証人L・12頁）。

これに対し、原告らは、朝礼で休憩時間を1時間30分に変更したと指導されたことはなく、乗務記録に休憩時間を1時間30分と記載して申告していたのは被告の従前からの指示によるものであって、車両が比較的長い時間停止している場合も手作業で荷物を運ぶなどしていたものであり、実際の休憩時間は平成23年7月度以降も従前と同様に1時間である旨主張し、同主張に沿う供述をしている（原告X1本人・20頁、原告X2・15頁から18頁まで）。

前記認定事実(5)において認定した出庫後の具体的な業務の内容や、原告X1本人尋問の結果（原告X1本人・12、13頁）及び原告X2本人尋問の結果（原告X2本人・14、15頁）等によれば、出庫後の配達業務や集荷業務等は相当な作業量に上ると認められるところ、平成23年7月度前後でこれらの業務の内容や作業量に特段の変化があったことをうかがわせる事情は認められない一方で、平成23年7月度以降に休憩時間を30分多く取るようになったことに伴って退勤時刻が概ね30分程度遅くなったというような事情も認められないことに照らせば、平成23年7月度以降、原告らが休憩時間を毎日30分ずつ上乗せして1日1時間30分の休憩を実際にとっていたとは認め難いというべきである。

したがって、平成23年6月21日（同年7月度）以降も、原告らは、従前と同様に1日1時間の休憩時間を取っていたと認めるのが相当であるから、同日以降は、被告が原告らの休憩時間として認定した1時間30分のうち30分は、原告らが配達業務や集荷業務等に従事していた労働時間と認めるのが相当である。

(4) 原告らの実労働時間

ア 原告X1について

被告において認定した原告X1の時間外労働時間（ID出勤時刻からID退勤時刻までの

労働時間から所定労働時間及び休憩時間を控除した時間)及び深夜労働時間は、別表8の「2 被告認定時間外労働時間(既払分)」欄及び「3 被告認定深夜労働時間(既払分)」欄にそれぞれ記載のとおりであるところ、これらに対し被告が割増賃金を支払済みであることは当事者間に争いが無い。

原告X1は、前記(1)ア(ア)及び同イのとおり、ID出勤時刻より前に、別表2及び別表4の各「ID出勤時刻前の時間外労働時間」欄記載の時間の時間外労働をしたものと認めることができ、また、前記(2)アのとおり、ID退勤時刻より後に、別表6の「ID退勤時刻後の時間外労働時間」欄記載の時間の時間外労働をしたものと認めることができる。さらに、前記(2)アにおいて認定した原告X1の退勤時刻(別表6の「3 認定退勤時刻」欄記載)とID退勤時刻とを対比すれば、ID退勤時刻後の深夜労働時間は、別表6の「ID退勤時刻後の深夜労働時間」欄記載のとおりとなる。そして、これらのID出勤時刻前及びID退勤時刻後の時間外労働時間並びにID退勤時刻後の深夜労働時間の月度ごとの各合計時間数は、別表8の「4 ID出勤時刻前の時間外労働時間」欄、「5 ID退勤時刻後の時間外労働時間」欄及び「9 ID退勤時刻後の深夜労働時間」欄にそれぞれ記載したとおりである。

以上に加え、前記(3)のとおり、平成23年7月度以降、被告が認定した原告X1の1日当たりの休憩時間(1時間30分)のうち30分については労働時間と認めるのが相当であるところ、各月度の勤務日数に0.5時間を乗じた時間数は、別表8の「6 被告認定休憩時間のうち労働時間に該当する時間」欄に記載したとおりである。

そうすると、被告が認定した時間外労働時間を超える分の時間外労働時間は、別表8の「7 被告認定外時間外労働時間(合計)」欄記載のとおりであり、このうち深夜労働に当たるのは、別表8の「9 ID退勤時刻後の深夜労働時間」欄のとおりとなる。

イ 原告X2について

被告において認定した原告X2の時間外労働時間(ID出勤時刻からID退勤時刻までの労働時間から所定労働時間及び休憩時間を控除した時間)及び深夜労働時間は、別表9の「2 被告認定時間外労働時間(既払分)」欄及び「3 被告認定深夜労働時間(既払分)」欄にそれぞれ記載のとおりであるところ、これらに対し被告が割増賃金を支払済みであることは当事者間に争いが無い。

原告X2は、前記(1)ア(イ)及び同イのとおり、ID出勤時刻より前に、別表3及び別表5の各「ID出勤時刻前の時間外労働時間」欄記載の時間の時間外労働をしたものと認めることができ、また、前記(2)イのとおり、ID退勤時刻より後に、別表7の「ID退勤時刻後の時間外労働時間」欄記載の時間の時間外労働をしたものと認めることができる。さらに、前記(2)イにおいて認定した原告X2の退勤時刻(別表7の「3 認定退勤時刻」欄記載)とID退勤時刻との対比によれば、ID退勤時刻後の深夜労働時間は、別表7の「ID退勤時刻後の深夜労働時間」欄記載のとおりとなる。そして、これらのID出勤時刻前及びID退勤時刻後の時間外労働時間並びにID退勤時刻後の深夜労働時間の月度ごとの各合計時間数は、別表9の「4 ID出勤時刻前の時間外労働時間」欄、「5 ID退勤時刻後の時間外労働時間」欄及び「9 ID退勤時刻後の深夜労働時間」欄にそれぞれ記載したとおりである。

以上に加え、前記(3)のとおり、平成23年7月度以降、被告が認定した原告X1の1日当たりの休憩時間(1時間30分)のうち30分については労働時間と認めるのが相当であるところ、平成23年7月度以降の各月度の勤務日数に0.5時間を乗じた時間数は、別表9の「6 被告認定休憩時間のうち労働時間に該当する時間」欄に記載したとおりである。

そうすると、被告が認定した時間外労働時間を超える分の時間外労働時間は、別表9の「7 被告認定外時間外労働時間(合計)」欄記載のとおりであり、このうち深夜労働に当たるのは、別表9の「9 ID退勤時刻後の深夜労働時間」欄のとおりとなる。

3 争点2(原告らによる割増賃金の支払請求の可否及び額)について

(1) 原告X1について

被告が認定した時間外労働時間を超える分の時間外労働時間及びそのうち深夜労働に当たる時間は前記2(4)アにおいて認定したとおりであり、また、上記時間外労働時間のうち月60時間を超える時間は、被告が認定した時間外労働時間数との対比から、別表8の「8

7のうち60時間を超える時間」欄記載のとおりとなる。

また、割増賃金算定の基礎となる各月度の基礎賃金は、別表8の「12基礎賃金」欄記載のとおり、各月度につき「11基準内給与」欄記載の金額を「10平均所定労働時間」欄記載の時間数(別表1参照)で除した金額となる。

そうすると、被告が認定した時間外労働時間を超える分の時間外労働時間並びにそのうち月60時間を超える時間及び深夜労働に当たる時間に対する割増賃金は、それぞれ、別表8の「13未払時間外割増賃金」欄、「14未払60時間超割増賃金」欄及び「15未払深夜労働手当」欄に記載したとおりとなり、これらの未払割増賃金の合計額は100万6852円となる。

よって、原告X1は、被告に対し、合計100万6852円の未払割増賃金の支払並びに各月度の未払割増賃金に対する当該年度の給与の支払日の翌日から原告X1が退職した平成24年11月8日までにつき商事法定利率年6%の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、また、賃金の支払の確保等に関する法律6条1項に基づき、上記100万6852円に対する原告X1の退職日の翌日である同月9日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

(2) 原告X2について

被告が認定した時間外労働時間を超える分の時間外労働時間及びそのうち深夜労働に当たる時間は前記2(4)イにおいて認定したとおりであり、また、同時間外労働時間のうち月60時間を超える時間は、被告が認定した時間外労働時間数との対比から、別表9の「8

7のうち60時間を超える時間」欄記載のとおりとなる。

また、割増賃金算定の基礎となる各月度の基礎賃金は、別表8の「12基礎賃金」欄記載のとおり、各月度につき「11基準内給与」欄記載の金額を「10平均所定労働時間」欄記載の時間数(別表1参照)で除した金額となる。

そうすると、被告が認定した時間外労働時間を超える分の時間外労働時間並びにそのうち月60時間を超える時間及び深夜労働に当たる時間に対する割増賃金は、それぞれ、別表9の「13未払時間外割増賃金」欄、「14未払60時間超割増賃金」欄及び「15未払深夜労働手当」欄に記載したとおりとなり、これらの割増賃金の合計額は43万1424円となる。

よって、原告X2は、被告に対し、合計43万1424円の未払割増賃金の支払並びに各月度の未払割増賃金に対する当該年度の給与の支給日の翌日から原告X2が退職した平成24年2月20日までにつき商事法定利率である年6%の遅延損害金の支払を求めことができ、また、賃金の支払の確保等に関する法律6条1項に基づき、上記43万1424円に対する原告X2の退職日の翌日である同月21日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

4 争点3(付加金請求の可否)について

労働基準法114条に定める付加金の支払請求については、使用者による同法37条等違反の程度や態様、労働者が受けた不利益の程度など諸般の事情を考慮してその支払の可否及び金額を検討するのが妥当である。

被告は、原告ら従業員が出勤時刻及び退勤時刻にIDカードを打刻することを前提に、その労働時間をID出勤時刻及びID退勤時刻により管理しているところ、ID出勤時刻からID退勤時刻までの間の時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金は各年度の給与においてすべ

て遅滞なく支払われており、これを原告らの本件請求期間についてみると、毎月度の時間外労働時間が平均して70時間前後あり、割増賃金を含めた毎月度の賃金総支給額は、月額40万円前後ないし50万円前後である(甲9、12)から、IDカードにより管理された労働時間を前提にすれば、労働基準法37条等違反の問題は特段なく、実態としても相応の時間外労働時間に対する割増賃金が支払われているものとみることができる。

しかし、前記に検討したとおり、原告らは、IDカードにより管理された労働時間外にも一部時間外労働を行っていたものと認められるところ、証人Lの証言(証人L・17、34頁)及び証人Kの証言(証人K・20、27頁)によれば、被告の、少なくともA店においては、ドライバーごとに時間外労働時間を一定の時間に抑えるという目標が設定されており、その目標の時間を超えないように時間外労働時間が長くなったドライバーに対しては上司の指示により帰庫後すぐに点呼を受けさせIDカードで退勤の打刻をさせることもあったというのであるから、このようなA店の取扱いに照らせば、少なくともA店においてはIDカードによる労働時間の管理が必ずしも適切に行われていないところがあったといわざるを得ず、そのため、原告らにつき未払の割増賃金が存することになったものと合理的に考えられる。そうすると、被告における原告らの実労働時間につき割増賃金が一部未払の状態であったことに関しては被告側に労働時間の適切な管理を怠ったという一定の帰責性を認めることができる。

上記の各事情に、本件に顕れた諸般の事情を併せ考慮すれば、本件では、前記3において認定した各原告についての未払割増賃金の合計額のそれぞれ5割に相当する額(原告X1につき50万3426円、原告X2につき21万5712円)及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を命ずるのが相当というべきである。

第4 結論

以上によれば、原告らの本件各請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容することとし、その余は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事36部

裁判官 松田敦子

別紙(省略)